

今回のテーマ： 税務訴訟における流れ・期限について

非上場株式の評価にあたり「総則6項」の適用をめぐり、国側が敗訴したことが話題になりましたが、国税に関する処分に対して納税者が不服申し立てをして取消訴訟を行う場合の一般的な流れ・期限をご紹介します。

不服申し立て

納税者は税務署長等が行った処分に対し不服がある場合には、国に対して救済を求めることができます。納税者の救済制度は、国税庁の特別機関である国税不服審判所に審査請求する「行政救済」制度と、裁判所に対して訴訟を提起する「司法救済」制度があります。

1. 行政救済 ～ 処分から国税不服審判所への審査請求

税務訴訟では、原則として行政上の不服申し立て（行政救済）を経た後でなければ、裁判所への訴訟の提起（司法救済）を行うことができません（国税通則法115①）。国税処分に不服がある場合、納税者には、税務署等への再調査を経て国税不服審判所へ審査請求するか、直接国税不服審判所へ審査請求するかの2通りの選択肢があります。



※ 3月以内に再調査決定がない場合には、再調査決定を待たずに国税不服審判所への審査請求を行うことができます。

2. 司法救済 ～ 裁判所に対しての訴訟の提起

国税不服審判所の裁決に不服があるときは、裁判所へ取消の提訴をします。



※ 国税不服審判所への審査請求から3月以内に裁決がない場合には、裁決を待たずに訴訟をすることができます。

お見逃しなく！

2023年度における国税不服審判所の審査請求で納税者の請求が認められたのは、9.7%（279件/2,873件）、税務訴訟になった場合の納税者の勝訴割合は、7.6%（13件/172件）です。

納税者は「国税に関する処分（更正、決定）」について、不服申し立てできるのであって、税務調査及び修正申告に応ずれば、不服申し立てできません。